

「原発と人権」ネットワーク企画

大飯原発差し止め訴訟判決の意義と 脱原発運動のこれから

と き 9月1日(月) 18:00開場
18:30開演～20:30(予定)

と ころ 東京弁護士会5階502号室
(千代田区霞が関1-1-3。地下鉄丸ノ内線霞ヶ関駅下車すぐ前)

おはなし

- * 大飯原発差し止め訴訟判決の内容とその意義
海 渡 雄 一 さん
(弁護士。大飯原発差し止め訴訟弁護団)
- * 大飯原発差し止め訴訟判決「批判」に対する反批判
館 野 淳 さん
(元中央大学教授)
- * 脱原発をめざす草の根の運動の状況と課題
北 村 浩 さん
(「原発と人権」ネットワーク事務局次長。日本科学者会議)

* 資料代500円

今年5月21日、福井地裁は、「大飯発電所3号機および4号機 の原子炉を運転してはならない。」と、大飯原発の運転差止を命じる画期的判決を下しました。

福島原発事故の被害に苦しむ人々、その被害回復や脱原発に取り組む市民・市民運動を大きく励ますものであり、今後の運動の大きな武器になるものです。

しかしその後、原発推進派は、この判決に対する様々な攻撃が掛けてきています。

推進派が原発再開を画策するいま、私たちは、この判決の意義をしっかりとまなび、判決に対する為にする批判を跳ね返し、脱原発の草の根の運動に大いに生かして行こうと、この企画を準備しました。

(問い合わせ先：03-3736-1141 東京南部法律事務所 海部幸造)